

道の駅おがち周辺リニューアル事業

実 施 方 針

湯 沢 市

令和8年9月

《目 次》

第1 事業に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1. 事業者の募集及び選定方法.....	5
2. 選定事業者の募集及び選定の手順.....	5
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
1. 基本的考え方.....	10
2. 予想されるリスクと責任分担.....	10
3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	10
第4 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	10
1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	10
2. 管轄裁判所の指定.....	10
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	11
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合....	11
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	11
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合.....	11
4. その他.....	11
第6 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	12
1. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	12
2. その他の支援.....	12
第7 その他事業の実施に関し必要な事項.....	13
1. 議会の議決.....	13
2. 応募に伴う費用負担.....	13
3. 担当窓口.....	13

別紙－1 本事業の事業スキーム

別紙－2 リスク分担案

様式－1 直接対話1回目参加申込書

様式－2 実施方針等に関する意見・質問書

湯沢市（以下、「市」という。）は、道の駅おがち周辺リニューアル事業（以下、「本事業」という。）の実施を予定している。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定等に関し定めるものである。

第1 事業に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

道の駅おがち周辺リニューアル事業

(2) 事業対象地の概要

所在地：秋田県湯沢市小野字橋本 90 番地、湯沢市小野字ニッ森 149 番地 2

敷地面積：道の駅おがち小町の郷（新設駐車場を含む）29,557 m²

（うち湯沢市 24,492 m²、うち国 5,065 m²）

農産物直売所 5,560 m²（全て湯沢市）

※事業対象地の詳細は、「道の駅おがち周辺リニューアル事業 要求水準書（案）」（以下、「要求水準書（案）」という。）に示すとおりである。

(3) 本施設の管理者等

湯沢市長

(4) 事業目的

道の駅おがち「小町の郷」（以下「本施設」という。）は、平安の女流歌人・小野小町生誕の地といわれる歴史的背景を生かした地域活性化の拠点として、平成 11 年（1999 年）に供用開始した。特徴的な「市女（いちめ）笠（がき）」をモチーフとした建物は、地域のシンボルとして親しまれてきたが、開業から 27 年が経過し、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

一方、令和 7 年（2025 年）11 月の東北中央自動車道（横堀道路）の開通に伴い、広域的な交通流動や利用者層の変化が見込まれている。また、激甚化する近年の自然災害への備えとして、「防災道の駅」への登録も視野に入れた防災機能の強化が求められている。

こうした背景を踏まえ、今後も地域の魅力を発信し続けるとともに、持続可能な交流拠点として重要な役割を果たす「道の駅」へと再整備することを目指している。

(5) 事業の対象となる本施設の名称及び位置づけ

① 名称

(仮) 道の駅おがち「小町の郷」

② 施設の位置づけ

市は、上記の本施設を「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条に定める公の施設として位置付ける。

(6) 事業概要

① 総則

本施設の構成は下記のとおりである。

本施設	既存施設	道の駅施設	道の駅おがち小町の郷(交流施設棟、休憩施設棟)
			ボスコ(カフェ棟)
			観光交流拠点施設(農産物直売所棟)
	新規施設	トイレ・休憩施設棟	
	その他	駐車場	
		外構	

※既存の施設名は現在の名称で表記している。改修後の施設名については、別途検討するものとする。

※小町の郷公園は、本事業の対象外とする。

② 本事業の内容

市は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。

なお、本施設は、公の施設であることから、地方自治法第 244 条の 2 の規定により定められた条例に基づき、選定事業者は本施設の設計・建設業務を実施する。

③ 選定事業者の業務範囲

本事業は、本施設の設計・建設を実施することを業務の範囲とする。

選定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、市と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「要求水準書(案)」に示すとおりである。

- ・ 本施設の設計、建設業務
 - a. 設計業務
 - b. 工事監理業務
 - c. 建設業務

④ 事業期間

本事業の事業期間は市が選定事業者と締結する設計施工一括契約の締結日から以下に示す期間とする。

- a. 道の駅おがち小町の郷の設計建設期間（什器備品の設置を含む）は令和 11 年 12 月までとし、開館準備期間は令和 12 年 1 月から令和 12 年 2 月までとする。
- b. 観光交流拠点施設（農産物直売所）の設計建設期間（什器備品の設置を含む）は令和 12 年 8 月までとし、開館準備期間は令和 12 年 9 月までとする。
- c. トイレ・休憩施設棟の設計建設期間（什器備品の設置を含む）は令和 11 年 12 月までとし、開館準備期間は令和 12 年 1 月から令和 12 年 2 月までとする。
- d. 本施設の供用開始時期は、道の駅おがち小町の郷とトイレ・休憩施設棟が令和 12 年 3 月から、観光交流拠点施設（農産物直売所）が令和 12 年 10 月からとする。

⑤ 事業手法

本事業は、設計、建設を一括発注することで、民間事業者のノウハウを生かし、コスト縮減に寄与することを目的としている。なお、本事業は、「株式会社小町の郷」が引き続き運営を担うことを前提としており、先行して決定している運営事業者のノウハウを設計・建設段階から反映させる〇先行型 DB 方式（EOI：Early Operator Involvement 方式）により実施する。

⑥ 契約の形態

市は、基本契約に基づき、選定事業者と本事業に係る設計施工一括契約（以下、「設計施工一括契約」という。）を締結する。

なお、設計施工一括契約については、湯沢市議会の議決を得る。

(7) 選定事業者の収入

市は、選定事業者が実施する以下の業務へのサービス対価を選定事業者を支払う。

- ・ 設計、工事監理、建設業務

市は、本施設の設計、建設（什器・備品等の調達、設置含む）に関する業務に係る対価を、市が行う本施設の工事の検査合格を確認した後に、契約においてあらかじめ定める額を支払う。

(8) 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 設計施工一括契約の締結 | 令和9年6月 |
| ② 設計・建設期間 | |
| 道の駅おがち小町の郷 | 令和9年6月～令和11年12月 |
| 観光交流拠点施設（農産物直売所） | 令和9年6月～令和12年8月 |
| トイレ・休憩施設棟 | 令和9年6月～令和11年12月 |
| ③ 開館準備期間 | |
| 道の駅おがち小町の郷 | 令和12年1月～令和12年2月 |
| 観光交流拠点施設（農産物直売所） | 令和12年9月 |
| トイレ・休憩施設棟 | 令和12年1月～令和12年2月 |
| ④ 開館 | |
| 道の駅おがち小町の郷 | 令和12年3月 |
| 観光交流拠点施設（農産物直売所） | 令和12年10月 |
| トイレ・休憩施設棟 | 令和12年3月 |

※ 詳細のスケジュールは「要求水準書（案）」に示すとおりである。

(9) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

主な関係法令については別添の「要求水準書（案）」に示すとおりである。

第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、公募型プロポーザル方式によって選定事業者を選定する。審査は、資格審査、内容審査及び価格審査等を総合的に行う。

2. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定のスケジュールは下記のとおりである。

① 実施方針等の公表	令和8年9月11日
② 直接対話1回目の実施	令和8年9月30日～10月1日
③ 実施方針等に関する質問・意見の締切	令和8年10月8日
④ 実施方針等に関する質問・意見の回答	令和8年10月26日
⑤ 募集要項等の公表	令和8年12月
⑥ 直接対話2回目の実施	令和9年1月
⑦ 募集要項等に関する質問の締切	令和9年1月
⑧ 募集要項等に関する質問の回答	令和9年2月
⑨ 企画提案書受付	令和9年4月
⑩ 優先交渉権者の選定、公表	令和9年5月
⑪ 契約の締結	令和9年6月

(2) 選定事業者の募集手続等

① 直接対話 1 回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、市と民間事業者との直接対話を実施する。

直接対話 1 回目の日時	令和 8 年 9 月 30 日（水）午後・10 月 1 日（木）午前 直接対話 1 回目への参加申込者に対して、別途、市から開催案内（開催時間、対話時の市からの質問事項 等）を通知する。 ※ 1 者あたり、1 時間程度を予定
会場	湯沢市役所 会議室（予定）
参加申込期限	令和 8 年 9 月 16 日（水） 12 時まで
参加申込方法	直接対話 1 回目参加申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、 【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「道の駅おがち周辺リニューアル事業 直接対話 1 回目申込●」（●は提出企業名）とする。 参加人数は、1 社 3 名までとする。なお、グループで参加する場合は 1 グループ 8 名までとする。 【担当窓口】 湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課観光振興班 メールアドレス：kanko-gr@city.yuzawa.lg.jp
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が必要と認めた場合、募集要項公表時の資料に反映する場合がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。 対面での実施を基本とするが、WEB 参加を希望する場合は、様式 1 に記載すること。

② 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和 8 年 10 月 8 日（木） 17 時まで
質問・意見提出回答	令和 8 年 10 月 26 日（月） 17 時まで 市のホームページにて公表する。
提出方法	実施方針等に関する意見・質問書（様式 2）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「道の駅おがち周辺リニューアル事業 質問書●」（●は提出企業名）とする。 【担当窓口】 湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課観光振興班 メールアドレス：kanko-gr@city.yuzawa.lg.jp
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

③ 募集要項等の公表

実施方針に関する質問等を踏まえ、令和 8 年 12 月を目途に募集要項及び付属資料（要求水準書、事業者選定基準書、設計施工一括契約書案等）を公表する。

④ 募集に関する資料の公表方法

募集手続に関するスケジュールについては、適宜、市のホームページにより公表する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

① 用語の定義

代表企業及び構成企業の定義及び留意点は、次のとおりとする。

【用語の定義】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業。
協力企業	—（想定されない。）

【留意点】

ア 代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。

イ 代表企業及び構成企業が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害は当該構成企業がこれを負担すること。

② 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業で構成するものとし、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、募集要項公表時に提示するものとする。

a. 設計企業

b. 建設企業

イ 応募者は、応募にあたり、代表企業及び構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が建設業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

ウ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。

エ 応募者は、他の応募者の代表企業及び構成企業になることはできない。

オ 応募者は、地元経済への配慮に努めるものとして、構成企業には、可能な限り湯沢市内に本店または受任先の支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、事業期間中、必要な資器材、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、本事業を実施するものとする。

③ 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、湯沢市から再認定を受けている者を除く。）
- c. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- d. 国、秋田県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
- e. 湯沢市暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- f. 本事業に係るアドバイザー業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社（同協力事務所として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- g. 事業者選定会議の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

イ 代表企業は、以下の要件を満たしていること。

PPP・PFI 事業において、代表企業として事業マネジメントを担った実績があること。

ウ 設計業務、工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 次のいずれかに該当すること。
 - ①令和 9・10 年度湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿に申請済みであること。
 - ②上記名簿に未申請の場合は、同名簿への登録申請書類に準ずる書類を提出のうえ名簿登録と同等の資格があると認められること。

- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 平成 29 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積 1,000 m²以上であり、本事業の対象施設に類似する公共施設（新築に限る。）の実施設計業務を元請として履行した実績があること。

エ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 次のいずれかに該当すること。
 - ①令和 9・10 年度湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿に申請済みであること。
 - ②上記名簿に未申請の場合は、同名簿への登録申請書類に準ずる書類を提出のうえ名簿登録と同等の資格があると認められること。
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 建設業法第 3 条第 1 項に基づく建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けた者のうち、経営事項審査評価点数（建築一式工事）800 点以上で登録されている者であること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。
- d. 平成 29 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積 1,000 m²以上であり、本事業の対象施設に類似する公共施設の建築一式工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。
- e. 建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が上記 d. の要件を満たすこと。

※なお、上記ウ、エの各業務を担う企業の要件として、本市では、令和 9・10 年度の入札参加資格名簿への登録を、令和 9 年 1 月～2 月頃に実施（市ホームページで周知）する予定である。

④ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、企画提案書の提出期限の最終日とする。

(4) 審査及び選定に関する事項

審査及び選定にあたっては、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

① 事業者選定会議の設置

市は学識経験者等で構成する事業者選定会議を設置し、あらかじめ定めた事業者選定基準に基づいて企画提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

② 事業者選定会議の審査事項

審査は、企画提案書を対象に、提案価格（本施設整備に要する費用）のほか、市が提供を受けるサービスの内容及びその他の事項について総合的に評価を行う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として別紙-2に定めるとおりとし、具体的な事項については、募集要項及び設計施工一括契約において定めることとする。

3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が実施する本施設の設計、建設業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、設計施工一括契約書に定める。

第4 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は設計施工一括契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計施工一括契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

設計施工一括契約に関する紛争については、本施設の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが、設計施工一括契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合、市は設計施工一括契約を解約することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、設計施工一括契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は設計施工一括契約を解約することができる。
- (3) (1)又は(2)の規定により市が設計施工一括契約を解約した場合、選定事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計施工一括契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は設計施工一括契約を解約することができるものとする。
- (2) (1)により選定事業者が設計施工一括契約を解約した場合、市は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び選定事業者は、設計施工一括契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計施工一括契約に定める。

第6 財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、国庫補助金・交付金及び地方債の活用を予定している。

2. その他の支援

市は、選定事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定を行う。また、設計施工一括契約に関する議会議決を得る。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 担当窓口

湯沢市 産業振興部 観光・ジオパーク推進課 観光振興班

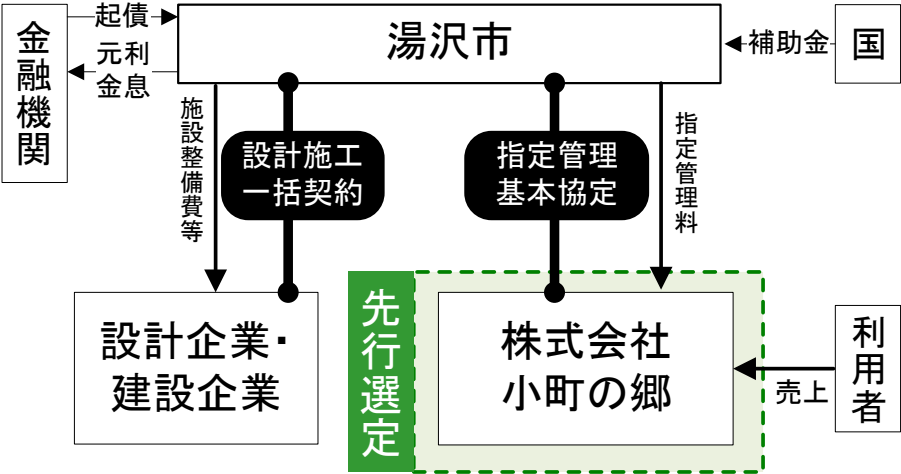
〒012-0824 秋田県湯沢市佐竹町1-1

電話：0183-55-8180

メールアドレス：kanko-gr@city.yuzawa.lg.jp

ホームページ：<https://www.city-yuzawa.jp/life/4/38/423/>

別紙－１ 本事業の事業スキーム



別紙ー２ リスク分担案

○：リスク負担者
△：一部リスク負担者

リ ス ク			リスク分担	
発生 区分	リスク項目	リスクの内容	市	選定 事業者
共通	公募資料リスク	事業者公募資料の誤り又は変更によるもの	○	
	内容変更リスク	要求水準の変更によるもの	○	
	法令等の新設・変更リスク	本事業にのみ影響を及ぼす法令（税制含む）の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令（税制含む）の新設・変更によるもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	法令手続き遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの		○
	本事業の中止・延期に関するリスク	市の責めに帰すべき事由によるもの（市の債務不履行、議会の不承認によるもの等）	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの（事業者の事業放棄、破たんによるもの等）		○
		国及び県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△※1
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、水質汚染、臭気、電波障害、有害物質の排出等）に関する対応		○
設計・建設段階	用地リスク	市が事前に把握し、事業者に情報公開しているものに関するもの		○
		上記以外の予見できないもの	○	
	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		民間事業者の判断による設計変更や提案内容の不備によるもの		○
		国や県との調整による設計変更等	○	
	建設着工遅延リスク	建設工事着工の遅延に関するもの（市の指示や提示条件の不備、変更によるもの）	○	
		建設工事着工の遅延に関するもの（事業者の責めによる設計変更等によるもの）		○
	工事監理・施工監理リスク	工事監理及び施工監理に関するもの		○
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○

リ ス ク			リスク分担	
発生 区分	リスク項目	リスクの内容	市	選定 事業者
	工事費増大リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害		○
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害		○
	物価変動リスク	建設工事期間中の物価変動（インフレ・デフレ）	○	△※2

※1：原則として市の負担とするが、一定の金額までは選定事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要項等において提示する。

※2：物価変動等により一定程度を超える割合で上下した場合、調整する。詳細な調整方法については、募集要項等において提示する。